

変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（訪問看護・介護予防訪問看護）

※ 下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

また、隨時見直しを行っています。最新のものはNAGOYAかいごネットをご確認ください。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算を取る（減算解除含む）場合に必要となる書類（加算を取り下げる場合は不要）

★1) 変更届のご提出前に事前相談が必要です。

なみ、区商税移転（例：千葉区から北区へなど）の場合は、同一事業所番号で複数サービスを実施しており一部のサービスのみを区内移転する場合は、事業所番号が変更となります。変更日は新規登録と同様、必ず毎月1日となります。変更前の登録は、変更月の前月の15日までに申請下さい。

★2) 運営規程の従業員の員数について、「10人以上」のように記載をしており、そこから変更がない場合は、届け出る必要はありません。また、人員変更については特例措置もあります。詳しくは、NAGOYAかいでごネットをご覧ください。

休止届・廃止届の締め切りは休止・廃止日の1ヶ月前です。なお、休止届の休止期間は、最長6ヶ月です。

注 1) 代表者の住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、各種誓約書を添付する必要はありません。

注 2) 不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。
注 3) 契約期間の変更も届出が必要です。
注 4) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。
注 5) 土地買付・賃貸借契約書に定める届出書類は必ず提出せねばなりません。この書類は、契約書類を複数枚提出する場合は、複数枚提出する必要があります。

注5) サービス提供体制強化加算に関する届出書の作成に当たっては、サービス提供体制強化加算計算書を必ず作成し、その内容を反映する様式については、NAGOYAへ問い合わせ等にて掲載しておりますのでご活用ください。

注(6) NAGOYAかいごネットの「業務管理体制について」をご覧ください。医療みなし指定の事業所は、業務管理体制の対象外です。

NAGOYA/アシニットの「業務実務体制について」を見ていた。医療法人の指定の事業者は、業務実務体制に対する考え方。

江口）での化学半導体唯論者類（ダルク等40）は、本作が必要と認める場合に添付してください。

※届出の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。